

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要							
<p>設計業務等共通仕様書【第2編 河川編】新旧対照表</p> <p>各章共通改定項目</p> <p>設計業務等共通仕様書（共通編）改定による条数の修正は、以下の通りとする。</p> <table> <tr> <td>第1107条 照査技術者及び照査の実施</td> <td>→</td> <td>第1108条 照査技術者及び照査の実施</td> </tr> <tr> <td>第1111条 業務計画書第2項に示す事項</td> <td>→</td> <td>第1112条 業務計画書第2項に示す事項</td> </tr> <tr> <td>第1116条 成果の提出</td> <td>→</td> <td>第1117条 成果の提出</td> </tr> </table> <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第2110条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生物調査 <ul style="list-style-type: none"> 1) 魚介類調査 2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 (2) 河川調査 (3) 河川空間利用実態調査 (4) 河川水辺総括資料作成調査 <p>第1章 河川環境調査</p> <p>第2節 環境影響評価</p> <p>本調査は、「堰、湖沼水位調節施設、放水路事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」（（国土交通省令第2号、15号・平成22年4月1日）以下、「技術指針省令」という）に準拠して実施するものとする。</p> <p>第3節 河川水辺環境調査</p> <p>本調査は、河川水辺の国勢調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）及び河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）に準拠して、実施するものとする。</p> <p>第2110条 河川水辺環境調査の区分</p> <p>河川水辺環境調査の区分は、次の各項に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 基本調査 <ul style="list-style-type: none"> 1) 魚類調査 2) 底生動物調査 3) 植物調査 4) 鳥類調査 5) 両生類・爬虫類・哺乳類調査 6) 陸上昆虫類等調査 7) 河川環境基図作成調査 (2) 河川空間利用実態調査 (3) 河川水辺総括資料作成調査 	第1107条 照査技術者及び照査の実施	→	第1108条 照査技術者及び照査の実施	第1111条 業務計画書第2項に示す事項	→	第1112条 業務計画書第2項に示す事項	第1116条 成果の提出	→	第1117条 成果の提出
第1107条 照査技術者及び照査の実施	→	第1108条 照査技術者及び照査の実施							
第1111条 業務計画書第2項に示す事項	→	第1112条 業務計画書第2項に示す事項							
第1116条 成果の提出	→	第1117条 成果の提出							

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>第2111条 魚介類調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (3) 現地調査計画策定 受注者は、事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。 2) データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査（河川版）生物調査編—データ入出力システム（財）リバーフロント整備センター」に基づき調査データの入力を行う。 (6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	<p>第2111条 魚類調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本調査は、河川における魚介類の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 事前調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 なお、文献の収集及び聞き取り相手の選定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (3) 現地調査計画策定 受注者は、全体調査計画書および事前調査の成果を踏まえ、調査区域を設定した上で現地踏査し、調査計画を検討、策定し、監督員の承諾を得るものとする。 なお、計画策定にあたっては、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」に基づき、学識経験者の助言を得るようにする。 (4) 現地調査 受注者は現地調査計画に基づき、調査を実施するものとする。 (5) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、下記のようにとりまとめるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 考察・評価 受注者は、調査成果について「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」に基づき、学識経験者の助言を仰ぎ、評価をとりまとめ、考察を行う。 2) データの入力 受注者は、「河川水辺の国勢調査入出力システム【河川版】（Ver3.50）（リバーフロント整備センター・平成22年度版）」に基づき調査データの入力を行う。 (6) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>第2112条 底生動物調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚介類調査に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、原則として調査回数ごとに1種類1個体以上ずつの標本を作成するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚介類調査第2項(5)に準ずるものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	<p>第2112条 底生動物調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本調査は、河川の水域における底生動物の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集したサンプルを室内に持ち帰り、ソーティングを行い、ついで、種の同定、種ごとの個体数の計数を行うものとする。また、定量採集においては、サンプルの湿重量の測定を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」にもとづき標本を作製するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項(5)に準ずるものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	
<p>第2116条 陸上昆虫類等調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚介類調査に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、全種類について標本を作成し保管するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚介類調査第2項(5)に準ずるものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	<p>第2116条 陸上昆虫類等調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 本調査は、河川内における陸上昆虫類等の生息状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 なお、(2)事前調査、(3)現地調査計画策定、(4)現地調査については、第2111条魚類調査に準ずるものとする。 (5) 室内分析 受注者は、現地調査において採集した陸上昆虫類等を室内に持ち帰り、調査地区ごとに同定及び計数を行い、「河川水辺の国勢調査 基本調査マニュアル【河川版】（リバーフロント整備センター・平成18年8月）」にもとづき標本を作製するものとする。 (6) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果のとりまとめについて、第2111条魚類調査第2項(5)に準ずるものとする。 (7) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<p>第2117条 河川調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 資料調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。 (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	<p>第2117条 河川環境基図作成調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 河川環境基図を作成するため、河川内における植生の状況、河道の瀬と淵の状況、水際部の状況、河川横断施設の状況等の河川環境からみた河川状況を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 資料調査 受注者は、現地調査を行う前に、設計図書に基づき、文献調査及び聞き取り調査を実施するものとする。 (3) 現地調査 受注者は、資料調査の成果を踏まえ、調査を実施するものとする。 (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、河川環境基図を作成するものとする。 (5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	
<p>第2118条 河川空間利用実態調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1111条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。 (3) 川の通信簿 受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。 (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。 (5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	<p>第2118条 河川空間利用実態調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 河川空間の利用者数、利用状況等河川空間の利用実態を把握することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画書第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 河川空間利用実態調査 受注者は、「河川水辺の国勢調査マニュアル（案）（河川空間利用実態調査編）（国土交通省 平成16年3月）」に基づき、河川空間の利用実態として有料施設区域の調査、定点観測、区間観測等を行い、集計を行うものとする。 (3) 川の通信簿 受注者は、河川空間の調査として、利用者のニーズの把握等を行い、集計を行うものとする。 (4) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について所定の様式に基づき、とりまとめ、考察を行うものとする。 (5) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び計画業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
	<p>第2119条 河川水辺総括資料作成調査</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 業務目的 河川水辺の国勢調査結果を総括的にとりまとめ、総括資料を作成することを目的とする。 2. 業務内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) 計画準備 受注者は、業務の目的・主旨を把握した上で、設計図書に示す業務内容を確認し、第1112条業務計画第2項に示す事項について業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。 (2) 資料調査 受注者は、設計図書および「河川水辺総括資料作成調査の手引き（案）（リバーフロント整備センター・平成13年8月）」に基づき、河川水辺の国勢調査の結果を収集整理し、総括的な考察検討をおこなうものとする。 (3) 調査成果のとりまとめ 受注者は、調査成果について、所定の様式に基づき、とりまとめ、河川調査総括図を作成するものとする。 (4) 報告書作成 受注者は、業務の成果として、第1210条調査業務及び設計業務の成果に準じて報告書を作成するものとする。 	【新規】
第4節 成果品 第2119条 成果品	第4節 成果品 第2120条 成果品	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<h2>第2章 河川調査・計画</h2> <p>第1節 河川調査・計画の種類</p> <p>第4節 基本高水・計画高水流量検討</p> <p>第2207条 貯留関数法による検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務目的 本業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める目的とする。 <p>第5節 低水流出解析</p> <p>第2217条 正常流量検討（中小河川）</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務内容 (6) 項目別必要流量の検討 <ol style="list-style-type: none"> 河川特性からの維持流量 受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。 なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。 生態系からの必要流量 受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件(水深、流速等)を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。 景観からの必要流量 受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。 水質からの必要流量 受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。 その他政令5項目からの必要流量 受注者は、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。 <p>第12節 洪水予測システム検討</p> <p>第2220条 洪水予測システム検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務内容 (3) 流出予測モデルの検討 12) フィードバックシステムの検討 受注者は、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。 	<h2>第2章 河川調査・計画</h2> <p>第1節 河川環境調査の種類</p> <p>第4節 基本高水・計画高水流量検討</p> <p>第2207条 貯留関数法による検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務目的 業務は、貯留関数法を用いて、所定の安全度に対応する河川の計画基準点における基本高水及び計画高水流量を求める目的とする。 <p>第5節 基本高水・計画高水流量検討</p> <p>第2217条 正常流量検討（中小河川）</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務内容 (6) 項目別必要流量の検討 <ol style="list-style-type: none"> 河川特性からの維持流量 受注者は、基準地点及び補助基準地点における維持流量の概略規模を推定式により求めるものとする。 なお、流量観測データがある場合は、規模推定の目安に用いるものとする。 生態系からの必要流量 受注者は、魚類生息のために河川が確保すべき水理的条件(水深、流速等)を満足し得る必要な流量を、対象魚種、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。 景観からの必要流量 受注者は、当該河川の主要景観を維持するために、河川が確保すべき水理的条件を満足し得る必要な流量を、評価基準、検討箇所などを設定して検討するものとする。 水質からの必要流量 受注者は、当該河川における水質からの必要流量は、流域対策等を最大限考慮し、水質基準点、検討箇所を設定し、汚濁負荷量等を基に検討するものとする。 その他政令5項目からの必要流量 受注者は、正常流量検討の手引き（案）（国土交通省・平成19年9月）に基づき、下記の5項目について必要流量の調査、検討を行うものとする。 <p>第12節 洪水予測システム検討</p> <p>第2220条 洪水予測システム検討</p> <ol style="list-style-type: none"> 業務内容 (3) 流出予測モデルの検討 12) フィードバックシステムの検討 受注者は、洪水予測システムチェックリスト（案）（国土技術政策総合研究所・平成22年5月）に基づき、流出予測モデルのフィードバックシステムを検討するものとする。フィードバックシステムは基本的に「定数固定現時刻合わせ方式」によるものとする。 	

旧（平成16年度）	新（平成24年度）	摘要
<h2>第3章 河川構造物設計</h2> <p>第2304条 護岸詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。</p>	<h2>第3章 河川構造物設計</h2> <p>第2304条 護岸詳細設計</p> <p>2. 業務内容</p> <p>(3) 基本事項の決定 受注者は、予備設計成果等の貸与資料、設計図書および指示事項に基づき、下記の基本条件を確認するものとする。なお、周辺の環境に配慮した護岸の景観検討を行い、基本事項の決定に反映させる。</p>	